

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 学童保育所 わたっこハウス	種別：放課後児童クラブ	
代表者氏名： 岩本 美保	定員（利用人数）：90名（71名）	
所在地： 愛知県半田市成岩本町2-3-1		
TEL： 0569-24-8015		
ホームページ： https://wataboushi.biz/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 平成17年10月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 わたぼうし		
職員数	常勤職員： 4名	非常勤職員： 5名
専門職員	(放課後児童支援員) 2名	(補助員) 5名
	(放課後児童支援員・保育士) 2名	
施設・設備の概要	(居室数) 2室	(設備等)
		警備会社に防犯の依頼をしている

③理念・基本方針

★理念

◎法人

全ての人が生まれてきて良かったと感じられる社会に、明日を楽しみにできる毎日を

◎事業所（わたっこハウス事業目的）

児童健全育成事業は、適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながらその健全な育成を図る。

また、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともにその家庭の子育てを支援する事を目的とする事業です。

★基本方針

わたっこハウスは、子どもの成長の場・経験の場・学びの場であると共に子ども達が安心安全に過ごせる場・大切な場所になること。また、全ての活動に対して、年齢や学年にあった保育を行うこと、子どもの権利条約4本の柱を遵守します。

④施設・事業所の特徴的な取組

わたっこハウスでは育成支援に力を入れています。子どもの権利条約について何が子ども達にとって最善の利益になるのかを子ども達と一緒に考えています。

また学年ごとの発達段階を考慮した保育計画を立て、取り組みを行っています。異年齢の交流を目的とした取り組みでは、高学年が低学年にルールやみんなで協力することを伝えていき、それぞれが少しずつ成長出来る環境を作っています。

学年の取り組みでは、自分たちで考え協力して取り組みを成功させる体験を取り入れています。自分の意見が通らない時にどうやって折り合いをつけるか、どんな準備が必要なのか、などを考える場を設け、主体的に取り組める設定をし、1年を通して子ども達が何かを感じて成長出来る様に保育を行っています。

また、保護者の方と一緒に子ども達の成長を見守る事も大切にしています。お迎えの時には子ども達の様子をお話しながら保護者の方の思いも聞いています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年 4月20日(契約日) ~ 令和 5年10月25日(評価確定日) 【令和 5年 7月 4日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	初回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆放課後児童クラブの本分

全国的に見れば、単に保護者のレスパイトを目的として運営されている事業所が多い中、管理者は児童健全育成事業としての本分を全うしようとの強い意識を持って支援にあたっている。子どもの遊びに関しても、遊びを通して社会性の伸長や社会生活を学ぶ場として位置づけている。その一つの事例として「ポケモンカードの対戦」があり、事業所内の大会が盛り上がっている。ここで腕を磨いた小学校2年生の子どもが、大人に混じって公式大会への出場を果たした。「遊びを通して社会的な成長を…」との方針が実を結んでいる。

◆質の向上を目指す姿勢

法人を挙げて、サービスの質の向上を目指す姿勢が強く感じられる。第三者評価の受審もその一環として捉えており、放課後児童クラブとしては市内はもちろんのこと、県内でもの第1号の受審となった。放課後児童クラブの第三者評価受審に先鞭をつけ、質の向上を目指す事業所(法人)として、最先端を走っていくこととなる。

◆保護者の安心と信頼

月1回、事業所の活動や子どもの様子を伝える通信(「わがんあいご」)を発行し、送迎時には保護者と密なコミュニケーションをとるなど、職員と保護者との信頼関係が構築されている。現在は行われていないが、コロナ禍以前は交流会などの交流の機会があった。コロナ収束後は、保護者支援のネットワークづくり等、さらなる支援の強化を計画している。子ども主体の支援が実践されており、「子どもの過ごしやすい居場所」として、保護者の安心と信頼を得ている。

◇改善を求められる点

◆中・長期計画の策定

法人の中期計画(2023~25年度)が策定されており、その中に当事業所の実施計画(第三者評価受審等)が含まれている。しかし、事業所独自の中・長期計画は策定されていない。管理者の思い描く3~5年後の事業所のあるべき姿(子ども主体、異年齢活動、学校・地域との連携、保護者支援等)を、明文化して内外に示すことが望ましい。

◆標準的な実施方法の文書化

勤続年数の長い職員による少数精鋭の職員体制であり、ルーティン化された業務に限らず、問題や課題があっても、職員の経験値の高さで解決や改善が図られている。それ故、事業運営や子どもの支援に対する標準的な実施方法を文書化することに意識が及んでいない。非正規職員（パート職員、アルバイト）の育成を喫緊の課題の一つに挙げているが、マニュアル等を整備して職員研修に活用し、すべての職員が均一的なサービス提供を可能とすることも職員育成の有効な手段となる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の評価結果を見て、自信を持って児童や保護者と接することが出来るようになりました。また、ご指摘いただいたマニュアル作成については、現在進めているところです。第三者評価を受審することが出来て、本当によかったと思っています。ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（63項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	児ク 1	① a ・ b ・ c
<コメント> コロナ禍、これまで通りの行事やカリキュラムが実施できないが、変更案をその都度丁寧に保護者に伝えており、支援の根本となる法人の理念や事業所の運営方針が保護者に理解されている。保護者アンケートの「理念・方針の保護者周知」の問いには、回答を寄せた保護者の97%が肯定しており、理念や基本方針の周知が進んでいることを裏付けた。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	児ク 2	a ・ ① b ・ c
<コメント> 管理者が市の学童交流会に参加している。学童交流会には、市内の約20の放課後児童クラブ等から責任者が集まり、市からの情報提供を受け、相互の意見交換を行っている。事業所は厚労省のガイドラインに沿った運営を行っているが、行政の監査が制度化されておらず、事業運営の適切性についての客観的な適否が判断できない状況である。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	児ク 3	a ・ ① b ・ c
<コメント> 最大の課題を職員の育成と捉えている。職員総数9名のうち4名は正規職員であり、残る5名はパート職員と学生アルバイトである。物理的（時間的）に研修機会を持ちづらいパート職員と学生アルバイトの育成を目指しているが、決定的な改善策は取られていない。コロナが収束すれば、その他の課題（行政や小学校との関わり、保護者支援）にも取り組む計画を持っている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	児ク 4	a ・ ① b ・ c
<コメント> 2023～25年度を見据えた法人の中期計画が策定されている。その中に当事業所の実施計画（第三者評価受審等）が含まれているが、事業所独自の中・長期計画は策定されていない。管理者の思い描く3～5年後の事業所のあるべき姿（子ども主体、異年齢活動、保護者支援等）を、明文化して内外に示すことが望ましい。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	児ク 5	a ・ ① b ・ c
<コメント> 事業所独自の中・長期計画が策定されていないことから、毎年度、事業計画（行動計画）を評価して事業報告書を作成し、その結果を次年度の事業計画に反映させる形をとっている。今年度の行動計画には重要4項目（5件）が掲げられているが、子どもを支える環境課題（職員育成、保護者支援、行政との連携、地域支援等）を含めることを期待したい。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	児ク 6	① ・ b ・ c
<コメント> 職員参加の下で前年度の報告書を作成し、それを受けた事業計画（行動計画）を作成している。行動計画の内容は単なる「見出し」の羅列ではなく、項目ごとに具体的な実施項目を定め、それぞれの実施項目に完了期限を定めた工程表となっている。毎月職員参加の進捗評価を行い「月次業務報告書」を作成して法人の管理者会議に諮っている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	児ク 7	① ・ b ・ c
<コメント> 保護者アンケートの「事業計画の保護者周知」は「理念・方針の保護者周知」と同様に高い数値を示し、肯定率は80%を超えた。保護者の理解や賛同を得るために、行事の内容だけでなく、目的や趣旨を丁寧に伝えている。「子どもが楽しく過ごせる場所」として、保護者の安心感も得られている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	児ク 8	① ・ b ・ c
<コメント> コロナ禍によって様々な外出行事が中止になる中、子どものモチベーションを下げないために、室内イベントを充実させている。その一つに「ポケモンカードの対戦」があり、事業所内の大会が盛り上がっている。ここで腕を磨いた小学校2年生の子どもが、大人に混じって公式大会への出場を果たした。「遊びを通して社会的な成長を…」との方針が実を結んでいる。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	児ク 9	a ・ ② ・ c
<コメント> 「職員の育成」「事業運営の方向性の不一致」「行政・教育機関との連携」「保護者支援」等を喫緊の課題として挙げている。事業計画（行動計画）同様に、これらの課題を具体的な改善計画（工程表）に落とし込んで取り組むことが期待される。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	児ク 10	a	ⓑ · c
<コメント> 管理者の役割や職責は「運営規程」に記載されており、組織図からも権限の及ぶ範囲が明確になっている。毎月職員会議があり、年度初めの職員会議では管理者が自らの所信を表明している。「運営規程」に関し、運営実態との齟齬が見られる部分があることから、実態に合わせた改訂が求められる。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	児ク 11	Ⓐ	· b · c
<コメント> 法人の研修委員会がコンプライアンスに関する研修を計画し、市からも制度改正等の説明会の案内がある。事業所としても、積極的な参加を推奨している。「自己点検チェック表」や「わたっこハウス ハラスメントチェック表」を使い、職員意識を高めて法令順守に取り組んでいる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 放課後児童クラブの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	児ク 12	Ⓐ	· b · c
<コメント> サービスの質の向上に関して法人を挙げて取り組んでおり、第三者評価受審もその一環である。法人内の数多くの事業所の中で先陣を切るとともに、県内での「放課後児童クラブ」としての第1号受審となった。単に保護者のレスパイトを目的とする事業所が多い中、管理者は児童健全育成事業としての本分を全うしようとの強い意識を持っている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	児ク 13	a	· ⓑ · c
<コメント> 職員雇用は安定しており、正規職員4名と非正規職員（パート、アルバイト）5名の布陣である。事業所全体での外出行事に代え、規模は縮小するが4つの日帰り行事を企画し、子どもに参加の選択権を与えている。季節の行事も基本的に継続しており、少数精鋭の職員集団が大車輪の活躍である。職務分担は決めてあるが、責任の所在の明確化のために明文化することが望ましい。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	児ク 14	a	· ⓑ · c
<コメント> 安定した職員雇用があり、事業の急拡大等が計画されていないこともあって、将来的な職員の採用計画は作成されていない。職員に欠員が生じたときに、補充のための採用活動を行っている。原則正規職員の確保は法人が行い、事業所ではパート職員やアルバイトの採用を担当している。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	児ク 15	a	· ⓑ · c
<コメント> 職員配置が加算要件とも関係することから、人事管理は法人本部と連携して対応している。成果主義的な要素を含んだ人事管理制度であり、目標管理制度や人事考課も実施されている。キャリアパスと目標管理、人事考課の各制度の相互の連動は弱く、人事制度の全体像を職員に周知・理解させるには至っていない。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	児ク 16	① ・ b ・ c
<コメント> 職員9名のそれぞれが自らの得意分野で活躍し、生き生きとした職場環境である。コロナ禍、業務は繁忙を極めるが、職員相互の連携がよく、時間外勤務は少なく有給休暇の取得も職位・職階による取りづらさもない。管理者中心に、まとまりの良い職員集団が形成されている。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	児ク 17	a ・ ① ・ c
<コメント> 今年度から、「OJTシート」を使った目標管理制度が始まった。年度の初めに個人目標を設定し、4ヶ月ごとに進捗評価を行うこととしている。事業所の最大の課題が「非正規職員の育成」であることから、非正規職員に対しても目標管理制度を運用することが望ましい。		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	児ク 18	a ・ ① ・ c
<コメント> 法人の研修委員会が立ち上がっているが、研修体系が未構築であり、研修計画も作成されていない。法人が企画する研修や外部から案内のある研修に、必要性に応じて参加している。研修受講後には「研修報告書」を提出させ、アクションプランとして「自分の業務にどう活かすか」を記述させている。しかし「業務に活かしたか、否か」の研修効果を確認する仕組みはない。		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	児ク 19	a ・ ① ・ c
<コメント> 正規職員中心の研修参加であり、物理的な問題もあって非正規職員（パート職員、アルバイト）が研修に参加することは稀である。正規職員に関しては、勤務シフトを調整するなどして、必要な職員が必要な研修に参加できるよう配慮している。今後、キャリアパスとの連動として「研修受講」が要件となることも想定されることから、職員個々の受講履歴の管理が望まれる。		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	児ク 20	a ・ b ・ c
<コメント> 放課後児童クラブにおける実習が、正規の履修単位として認定されないため、この項目を非該当とする。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	児ク 21	a ・ ① ・ c
<コメント> 法人のホームページに法人の情報が掲載されており、その中に当事業所の情報も含まれている。課題は、苦情情報に関する職員意識が希薄であることである。小さな苦情やクレームを見過ごすことなく受け入れ、適切な改善・解決策を実施し、その結果等を公表する仕組みづくりを期待したい。「苦情解決規程」の整備は喫緊の課題となる。		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	児ク 22	a ・ ① ・ c
<コメント> 事業所における現金出納は、法人のルールに従って15万円を限度とする小口現金制で行われている。現金出納の決裁者と実際に現金を管理（収受）する職員を明確にし、内部牽制が働く仕組みとすることが求められる。法人監事による現地内部監査の定期的な実施が望まれる。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。	児ク 23	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 事業計画（行動計画）の「わたっこハウス事業目的」の中に、地域社会との関わりに関する方針が示されている。子どもが遊びを通して社会生活の仕組みを理解し、その中で健全に育っていくためには、地域社会との交流や連携が欠かせない。具体的な取組みを事業計画に示し、積極的に地域資源と関わっていくことを期待したい。</p>		
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	児ク 24	a ・ b ・ ㉔
<p><コメント> ボランティア受入れに関しての積極的な取組みが無い。ボランティアは事業所（子ども）と地域との懸け橋的な役割も持つ。子どもが年齢の異なる多様な職種の人たちと関わりを持つことは、子どもの社会性の伸長のためにも欠かせない。市・社会福祉協議会が管轄するボランティア関連団体との連携を図られたい。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 放課後児童クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	児ク 25	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 重要な地域資源の一つは、子どもが通う小学校である。小学校の方針（校長、教頭の考え方）もあって、これまでは十分な連携が図れなかった経緯があるが、現在では徐々に連携ができてきている。市が主催する学童交流会に参加する等、市との連携も図られている。子どもが併用する放課後等デイサービス事業所や相談支援事業所とも協力的な連携関係にある。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	児ク 26	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント> 市が保育園に通う子どもの保護者に対して実施した調査の結果から、将来的な凡その利用希望者の数を把握している。隣接する小学校で説明会を行い、事業所の案内資料を配布した。コロナ禍によって対外活動が制約されているが、コロナ収束後は、さらなる積極的な福祉ニーズの把握のための活動（小学校との連携、地域交流、保護者支援等）を計画している。</p>		
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	児ク 27	a ・ b ・ ㉔
<p><コメント> 保護者支援や子育て相談事業、地域のネットワークづくり等、構想段階の取組みは検討されているが、現時点で具体的な取組みには至っていない。法人の他事業所との連携を図りながら、公益的な事業や活動に目を向けていくことが期待される。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	児ク 28	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 理念や基本方針は法人のものがあるが、明示はされていない。職員については、毎月、朝礼の際に読み合わせをして確認するなどしているが、非正規職員（パート職員、アルバイト）については入所時に研修を行う程度で、それ以上の研修の機会は持たれていない。研修を行った際には「研修報告書」を提出するなどして記録も行われている。		
Ⅲ-1-(1)-② 子どもや保護者等のプライバシー保護等に配慮した福祉サービス提供が行われている。	児ク 29	a ㉞ c
<コメント> 保護者への配付物や通信物などに関し、個人情報に関するものは保護者への確認を事前に行うなど、職員間では個人情報の取扱いについての認識は持たれている。衝立を用意するなど、個人のプライバシーへの配慮もされており、意識的な対応も行われている。個人情報の取扱いに関する手順は文書化されておらず、マニュアルの整備に期待したい。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して放課後児童クラブ選択に必要な情報を積極的に提供している。	児ク 30	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 小学校の中（隣接）の放課後児童クラブということもあり、就学時検診や入学説明会などで案内資料の配布は行われている。毎年、入所説明会の前に内容の見直しを行ったり、必要に応じて説明なども行っている。幼稚園・保育園、市役所等への資料の設置、ホームページの活用など、更なる情報提供を行う場の拡大に期待したい。		
Ⅲ-1-(2)-② 放課後児童クラブの開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	児ク 31	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 入所時・長期休業中の利用の仕方などについての書面は保護者に配布することが出来ている。入所説明会の時に子どもと共に来所してもらうことで、配慮の必要な子の把握に繋げている。配慮の必要な子の説明についてはルール化されていないが、指導員が丁寧な関りをするすることで、保護者の理解へと繋がっている。		
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている【評価外】	児ク 32	a ・ b ・ c
<コメント> 事例がないため、非該当とする。		
Ⅲ-1-(3) 子どもや保護者等の満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 子どもや保護者等の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	児ク 33	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 職員と保護者の関係については、日々の職員の努力により良好に保たれている。懇談会、アンケートなどは実施されておらず、保護者の意見を取り入れる機会がないため、満足度を上げるための取組みに期待したい。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	児ク 34	a ・ b ・ ㉟
<コメント> 苦情を受け付けたり、解決するためのマニュアルは設置されていない。職員に関しても、苦情解決についての取組みに関する認識が薄いため、早急にマニュアルの作成を行い、それを活用した研修等による周知を期待する。		

Ⅲ-1-(4)-② 子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子どもや保護者等に周知している。	児ク 35	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 文書などによる周知はされていないが、日常の支援の中で、また保護者との対話の中で口頭による意見や相談等が行われている。直接、意見の出せない人や出しにくい状況に対して、意見箱の設置などを検討している。苦情や意見のないことを「善し」とせず、意見や相談を述べやすい環境作りに期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	児ク 36	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 子どもや保護者からの相談に対しては、職員間で情報共有をして対応することが出来ている。日誌等に記録はされているが、対応マニュアル等の整備は遅れている。マニュアル等の整備を行い、どの職員も同じ対応ができるスキルの向上を図り、更なる質の向上に繋がっていくことを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	児ク 37	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 事故・防犯・防災などのマニュアルは整備されており、研修計画や研修記録も行われているが、詳細な部分での確認などは行われておらず、職員によっては認識に差異が見られる。様々な場面での危機管理に対しても、職員により意識の差が見られる。研修等を行うなどして、共通した意識の醸成に繋げることで、リスクマネジメントへの意識の向上を期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	児ク 38	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 感染症発生時の現場での対応マニュアルは作成されているが、保健所等との連携などについては文書化されたものが確認できない。マニュアル等の整備を行うとともに、パート職員やアルバイトを含めた職員間での共通の理解が図られることを期待する。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	児ク 39	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 防災計画等は整備されており、地域の消防や警察との連携も見られるが、現場での職員の役割分担等、細部での計画の職員周知が図られていない。防災訓練についても、年に数回の実施に留まっているため、様々な想定による計画の見直しを図り、訓練の実施と共に安全確保への更なる取組みに期待したい。</p>		
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する育成支援の標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 育成支援について標準的な実施方法が文書化され育成支援が提供されている。	児ク 40	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 安全点検チェック・衛生チェック・感染症など、日常業務に必要な手順のフローチャートなどは整備されている。しかし、パソコンの中にあって書面化されていない物もあるため、確認できないものもあった。経験の長い職員が多いこともあり、暗黙の了解で実践されている部分も多い。文書化することにより、新しい職員にも周知し、職員間での共通理解を図る機会とされたい。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	児ク 41	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 日々の業務の中で問題が発生した場合、ベテランの職員がカバーすることで、大きな問題には発展していない。そのような繰り返しの中で、マニュアルを整備したり、それらの標準的な実施方法を見直す必要性を感じる機会には繋がっていない。新しい職員を含む職員全員が同一の方向を向いて支援できるよう、標準的な実施方法の文書化と適切な見直し機会の仕組みづくりを望みたい。</p>		

Ⅲ-2-(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① 育成支援の計画を適切に作成している。	児ク 42	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 育成支援計画・個別の指導計画の作成は行われているが、パソコンの中での作成のみの物もある。それらの計画が書面化されていないため、確認できないものもあった。作成の仕方については、職員が相談して作成しており、最終的な個別の指導計画も書面化されていない。書面化することなどで、共通の理解を更に深めることを期待する。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に育成支援の評価・見直しを行っている。	児ク 43	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 毎月の話し合いの中で課題を見出すことはできており、次の計画への繋がりとなっている。育成支援計画が書面化されておらず、次の計画への繋がり分かりづらい部分も見られるので、課題を明確にし、共通理解しやすい見直しの仕方を工夫することが望ましい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する育成支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間共有化されている。	児ク 44	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 子どもに対する支援の状況については、定められた様式にて記録が行われている。毎日の日報の中に個々の記録等は残されているが、詳細な内容を含んだ記録とは言い難く、振り返りの材料としての記録となっていない。どの職員も適切な記録ができ、個々の子どもの状況がより分かりやすいものとなるような仕組み作りを期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	児ク 45	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 職員は、法人から個人情報についての研修を受けて理解はしているが、危機管理に対する意識は個人差もあり、体制として確立するまでには至っていない。様々な記録・書類・パソコン等の保管についても、管理の仕方やセキュリティに対する意識の低さを感じられる。危機管理に対する更なる対応の強化が求められる。</p>		

【内容評価基準】

A-1 育成支援

		第三者評価結果	
A-1- (1) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備			
A-1 - (1) -① 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。	児ク 46	a . b . c	
<p><コメント></p> <p>大勢の子どもが通所しているが、一人ひとりのロッカーや下駄箱なども確保されており、生活の場と遊びの場も使い分けが来ている。小学校の校庭や事業所の前の庭なども活用し、メリハリのある生活が来ている。静養スペースとしての独立した個室もあり、個々への適切な対応が可能な環境が整備されている。</p>			
A-1- (2) 放課後児童クラブにおける育成支援			
A-1 - (2) -① 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。	児ク 47	a . b . c	
<p><コメント></p> <p>小学校1年生から6年生までが在籍する中で、学年が上がるにつれて徐々に学童クラブが必要で無くなっていく子どももいる。指導員が個々の家庭の状況を把握し、保護者にも寄り添いながら対応を行っている。子どもと保護者との橋渡しをしたり、子どもの気持ちを代弁するなどしており、子どもにとっての安心な居場所作りへの取組みが充実している。</p>			
A-1 - (2) -② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。	児ク 48	a . b . c	
<p><コメント></p> <p>出欠席を必ずチェックし、子どもの在籍（安否）の確認を行っている。緊急連絡先などの把握も出来ており、緊急時には連絡が取れるようになっている。しかし、これまでには実際に連絡がとれなかった事例もある。そのような場合の対応を含め、確認の仕方を再度見直すと共に、危機管理についての意識の向上を図る機会とすることが望ましい。</p>			
A-1- (3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援			
A-1 - (3) -① 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるよう援助している。	児ク 49	a . b . c	
<p><コメント></p> <p>隣接する小学校との連携はとれている。小学校からの毎月のお便りを参考に、毎日の大まかな生活の流れをボードに掲示している。それぞれの子どもがボードを見て、限られた時間の中で自分でどう過ごすかを考える流れができていく。宿題を行うスペースと時間が確保され、配慮の必要な子どもにも分かりやすく伝えられている。</p>			
A-1 - (3) -② 日常生活に必要なとなる基本的な生活習慣を取得できるように援助している。	児ク 50	a . b . c	
<p><コメント></p> <p>手洗い・うがいなどの基本的な生活習慣については、就学前に取得できている子どもがほとんどであるが、発達とともに大人の様子の目や顔色を見て動いたり、相手の様子を見て対応する子どもも見られる。職員からの言葉かけだけでなく、上級生から下級生への、子ども同士のコミュニケーションの形成の取組みに対しての工夫も行っている。</p>			
A-1 - (3) -③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるよう援助している。	児ク 51	a . b . c	
<p><コメント></p> <p>子ども個々の遊びについては、ベテラン職員の観察により、日々の育成指導の中で把握できている。気になる子どもについては、職員同士で情報共有を行っているが、口頭での伝達になることが多い。メモを残したり記録を取っておくことで、情報を共有するだけでなく、後日に適切な振り返りを行うことも可能となる。</p>			
A-1 - (3) -④ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるよう援助している。	児ク 52	a . b . c	
<p><コメント></p> <p>在籍年数が長い職員が多く、子どもの成長とともに適切な援助を行い、細かなところまで配慮が行き届いている。問題が発生し、状況に応じては保護者との協議や面談も必要になってくるが、職員が上手く橋渡しを行うことで、大きな問題には発展していない。事業所の中だけでなく、地域との関係作りも今後の課題となってくる。時機を見て取り組むことを期待したい。</p>			

A-1-(3)-⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。	児ク 53	① ・ b ・ c
<p><コメント> 子どもが運営に関わる行事も多く企画されており、子どもたちも行事運営の仕方を多く経験している。職員と子どもとの信頼関係が出来ていることで、個人的なことを子どもから相談されることもある。職員の勤続年数が長いことから、子ども一人ひとりの性格も把握できており、子どもの状況を見て個別に声をかけるなどの配慮もされている。</p>		
A-1-(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援		
A-1-(4)-① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受入れに努めている。	児ク 54	① ・ b ・ c
<p><コメント> 障害のある子どもの受入れについての基準等は文書化されていないが、医師からのシートを基に全て受入れを行っている。加配職員として1名の職員がプラスされており、個別の指導計画なども作成されている。特に担当制はとっておらず、職員全員が障害のある子どもを含む全ての子どもを見るという体制となっている。</p>		
A-1-(4)-② 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。	児ク 55	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 障害のある子どもの個別の指導計画は立てられており、職員間での情報共有は出来ている。放課後等デイサービスとの併用の子どもも在籍しており、他事業所との連携も図られている。担当制を敷いていないことから細かな記録は残されていない。育成支援の継続性を考慮し、個別の支援に対しての書面化を期待したい。</p>		
A-1-(4)-③ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。	児ク 56	a ・ ③ ・ c
<p><コメント> 必要に応じて、子どもが通う小学校や市の発達センター（あゆみ）に連絡を取り、情報共有を行っている。放課後等デイサービスと併用して利用している子どももおり、密な連携を図っている。研修等を通して療育に対する理解を深めると共に、虐待等子どもへの権利侵害に対応するマニュアルの整備が待たれる。</p>		
A-1-(5) 安全と衛生の確保		
A-1-(5)-① 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。	児ク 57	① ・ b ・ c
<p><コメント> 選べるおやつを設定するなど、限られた予算の中で職員が工夫しておやつを提供している。おやつだけでなく、水分補給のために水のPETボトルを用意するなど、提供の仕方にも工夫をしている。コロナ禍以降、手作りおやつの提供は控えているが、子どもたちへの食の大切さを知らせる場として、おやつの提供のプロセスが活用されている。</p>		
A-1-(5)-② 食に伴う事故（食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等）を防止するための対応を行っている。	児ク 58	a ・ ② ・ c
<p><コメント> アレルギーの子どもに対してのチェックシートがあり、どの職員にも分かるように掲示をしたり、職員間でのダブルチェックを励行して事故防止に取り組んでいる。食中毒・窒息等のマニュアルは確認できなかった。食に関する衛生管理等についての研修記録等も確認できなかったため、見直しを図りながら、危機管理意識の向上を期待したい。</p>		
A-1-(6) 安全と衛生の確保		
A-1-(6)-① 子どもの安全を確保する取組を行っている。	児ク 59	a ・ ① ・ c
<p><コメント> 事業所内の施設整備・清掃等は適切に行われている。「安全点検チェックシート」等は確認できなかった。緊急連絡先等の把握はできているが、通所・帰宅経路等の把握はできていない。事業所外での活動等も企画されており、下見等は行われているが、ベテラン職員の力量によるカバー力に頼り、役割分担等が明確になっていない。業務全般の役割分担の明確化に期待する。</p>		
A-1-(6)-② 衛生管理に関する取組を適切に行っている。	児ク 60	a ・ ② ・ c
<p><コメント> おやつの準備などは、おやつ当番として子どもたちが手袋・マスクなどを着用して行っている。薬品等の保管はキッチンにて行われているが、おやつの時に使用するコップ・お皿などの保管等は消毒等が行われておらず、マニュアル等も確認できなかった。研修等を通して、衛生管理に対する職員意識の向上に期待する。</p>		

A-2 保護者・学校との連携

		第三者評価結果
A-2-(1) 保護者との連携		
A-2-(1)-① 保護者との協力関係を築いている。	児ク 61	② ・ b ・ c
<p><コメント> 月1回程度の通信（「わがんあいご」）を発行したり、送迎時に保護者とコミュニケーションをとるなど、職員と保護者との信頼関係は構築されている。現在は行われていないが、コロナ禍以前は交流会などの交流の機会があった。「子どもの過ごしやすい居場所」として、保護者の安心と信頼を得ている。</p>		
A-2-(2) 学校との連携		
A-2-(2)-① 子どもの生活の連続性を保障するため、学校との連携を図っている。	児ク 62	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 月に1回の小学校からのお便りをもったり、何かあった時には電話で小学校に連絡するなど、必要最低限の連携は図られている。小学校の校庭では常時遊ぶことができ、子どもたちにとっての生活の場としての連携も図られている。小学校教諭との意見交換や合同研修、相互の見学会等、子どもの生活の充実を図るため更なる連携を期待する。</p>		

A-3 子どもの権利擁護

		第三者評価結果
A-3-(1) 子どもの権利擁護		
A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	児ク 63	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 子どもの権利条約についての研修が月1回行われ、職員間で共有されている。虐待についての通報手順などは理解しているが、文書化された虐待に関するマニュアルなどは確認できなかった。職場倫理は法人の下で構築されているが、文書化が進んでいない。どの職員にも分かりやすいように明文化を期待する。</p>		